

南知多町

漁業集落排水事業経営戦略

《令和3年度～令和12年度》



令和3年3月

南知多町建設経済部水道課

目 次

第1章 経営戦略策定の概要

1 経営戦略策定の趣旨	1
2 経営戦略の位置づけ	1
3 経営戦略対象事業	1
4 計画期間	1

第2章 漁業集落排水事業の現状と課題

1 漁業集落排水事業の現況	2～8
2 漁業集落排水事業の課題	9～10

第3章 計画の基本的方向

1 目指す姿	11
2 基本方針	11
3 施策の体系	12
4 経営目標	12

第4章 効率化・経営健全化の取組

1 良好な海域の水質保全と生活環境の維持	13
2 安定した経営基盤の確立	14
3 持続可能な施設管理	15

第5章 投資・財政計画（収支計画）

1 推計の基本的な考え方	16
2 投資試算	16
3 財源試算	18
4 投資・財政計画（収支計画）	19
5 収支計画から検討すべき項目	20

第6章 計画の進行管理

1 P D C Aサイクルによる進行管理	21
2 経営戦略の見直し	21

第1章 経営戦略策定の概要

1 経営戦略策定の趣旨

本町の漁業集落排水事業は、良好な海域の水質保全と漁村地域の生活環境の改善を目的として計画的に整備を進めてきましたが、人口減少などに伴う使用料収入の伸び悩みや老朽化した漁業集落排水処理施設の改築更新費の増加が懸念されるなど、今後ますます厳しい経営状況になることが予想されます。

このような中、経営の効率化と合理化を図り、事業を安定的かつ持続的に進めるため、客観的な視点から、漁業集落排水事業の現状と将来を見据え、各種の経営課題を把握するとともに、その改善を検討し、今後の経営方針を示すため経営戦略を策定します。

2 経営戦略の位置づけ

人口減少、施設老朽化等、経営環境が厳しさを増すなか、集落排水サービスを持続的・安定的に提供していくために、平成26年8月に総務省通知の「公営企業の経営に当たっての留意事項について」により「経営戦略」を策定し経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが求められています。

3 経営戦略対象事業

経営戦略を策定する策定事業は、漁業集落排水事業です。

本町の漁業集落排水事業は、日間賀島処理区の1箇所です。

4 計画期間

経営戦略の計画期間は、令和3年度から令和12年度の10年間とします。

第2章 漁業集落排水事業の現状と課題

1 漁業集落排水事業の現況

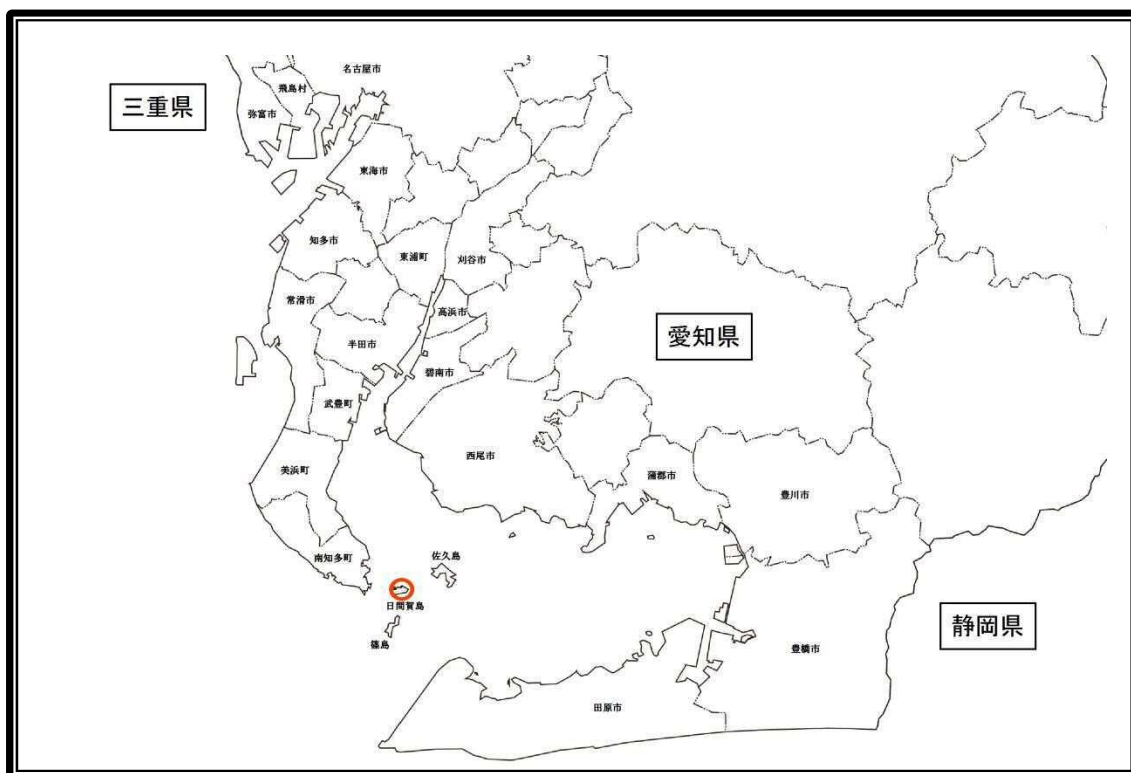
(1) 事業の概要

区 分	漁業集落排水事業
供用開始年度（供用開始年数）	平成15年8月1日（供用開始後：17年）
法適用（全部・一部）非適用の区分	非適用
処理区域内人口密度	56.0人/ha
流域下水道等への接続の有無	無
処理区数	1地区（日間賀島処理区）
処理場所	日間賀島浄化センター
広域化・共同化・最適化実施状況	実施予定なし

漁業集落排水事業は、農林水産省所管の事業で漁業集落の生活環境を改善し、漁港及び周辺水域の水質保全を目的として、し尿、生活排水などの汚水を処理しています。

南知多町の処理区は日間賀島処理区の1地区のみであり、本土から離れた日間賀島に位置しています。

図1 位置図



(2) 施設（処理場・マンホールポンプ）と管渠の状況

(ア) 施設の状況

① 処理場

南知多町の漁業集落排水処理場は日間賀島浄化センターの1箇所です。

この施設は、平成8年度から建設に着手し、平成15年8月より一部供用開始、平成16年4月から全島供用開始し、生活環境の改善に成果を上げています。

施設の概要

処理対象人数	5,800 人
処理能力（平均汚水量/日）	日平均 1,566 m ³ /日
供用開始年度	平成15年度
経過年数	17 年

② マンホールポンプ

本町のマンホールポンプは、圧送して送水するための中継又は桝ポンプです。

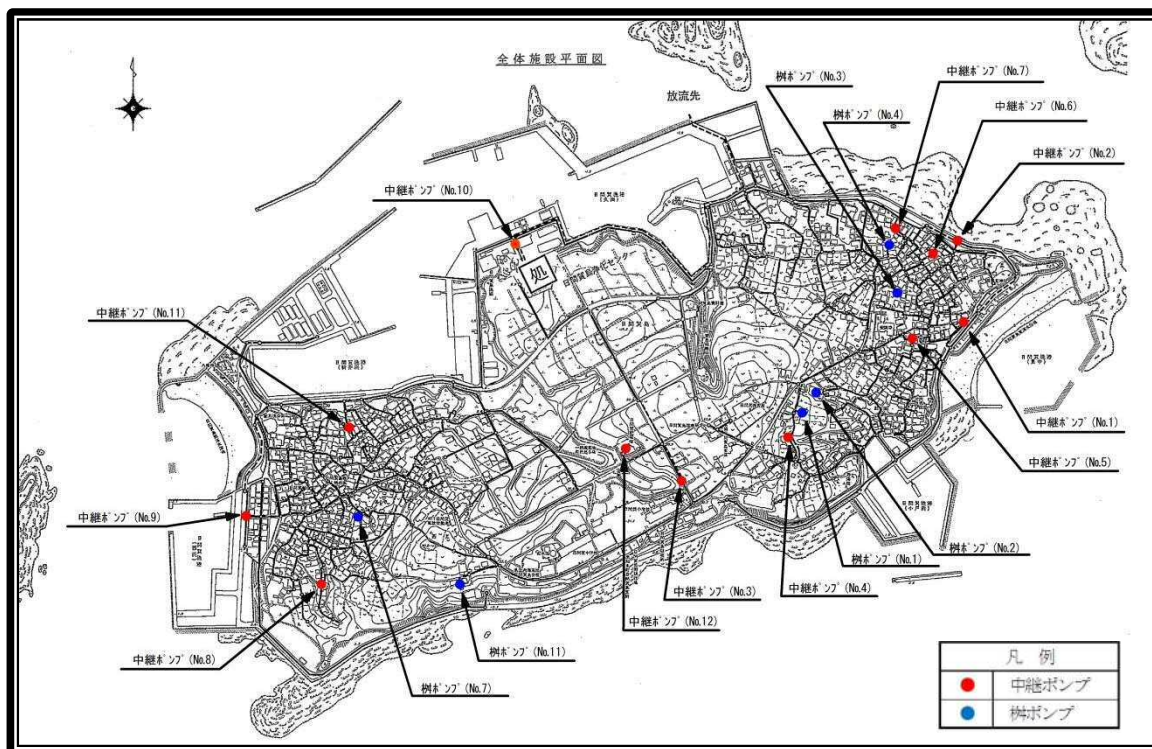
日間賀島処理区では中継ポンプ12箇所、桝ポンプ6箇所の計18箇所あります。

(イ) 管渠の状況

令和元年度末の日間賀島処理区の管渠延長は、16,550mです。

布設開始から約20年が経過しています。

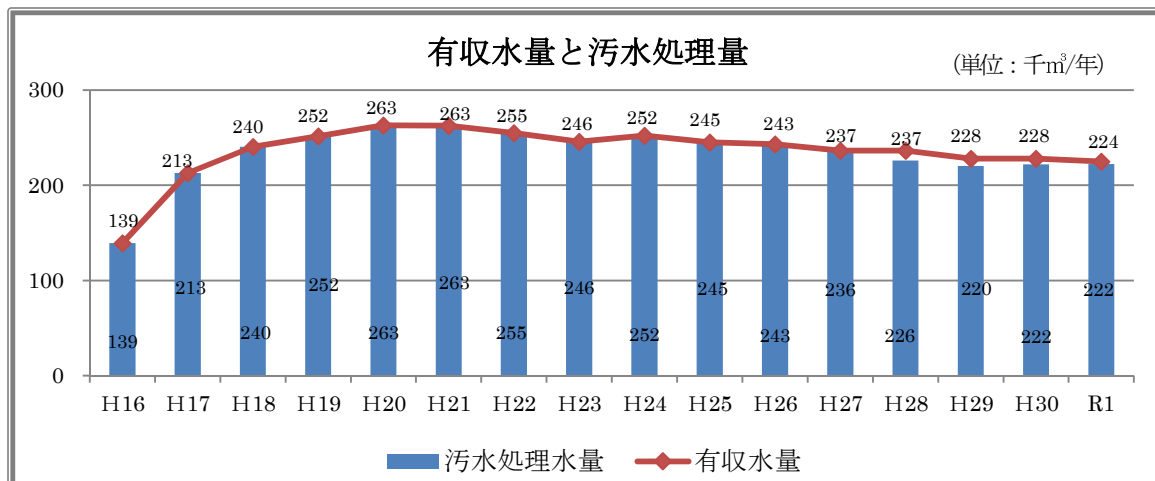
図2 管渠施設等位置図



(3) 水洗化の状況

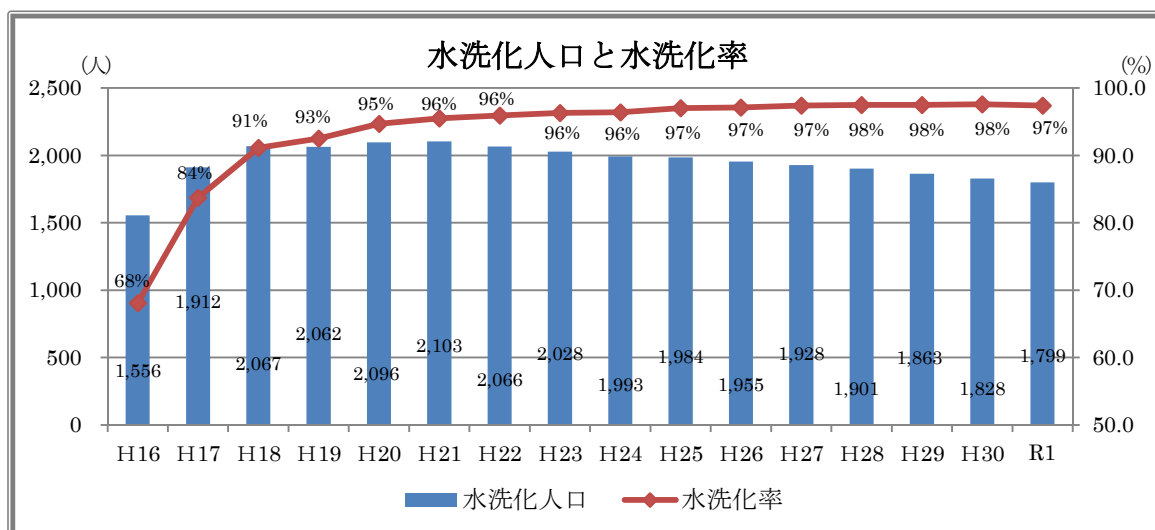
(ア) 有収水量と汚水処理水量の実績

有収水量、汚水処理水量ともに近年減少傾向です。



(イ) 水洗化人口と水洗化率の実績

水洗化人口は人口減少に伴い年々減少傾向にあり、水洗化率は平成 25 年度の 97.7%を超えた時点でこれ以上の増加が見込めないという状態です。



《参考：関連指標の推移》

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	用語説明 (算式)
水洗化率	97.54%	97.65%	97.40%	水洗化人口／日間賀島地区人口
有収率	103.52%	102.72%	101.15%	年間有収水量／汚水処理水量
水洗化人口	1,863 人	1,828 人	1,799 人	
日間賀島地区人口	1,910 人	1,872 人	1,847 人	
有収水量	228,033 m^3	228,088 m^3	224,927 m^3	
汚水処理水量	220,274 m^3	222,059 m^3	222,368 m^3	

(4) 老朽化の状況

平成15年8月の供用開始より17年経過しており、施設の維持管理に努めてきましたが、維持費や更新費用などが増加しています。そのため、平成30年度に施設・機器・電気設備などの機能保全計画を策定し、令和2年から6年度に保全工事を実施します。

(5) 組織の状況

【部組織図】

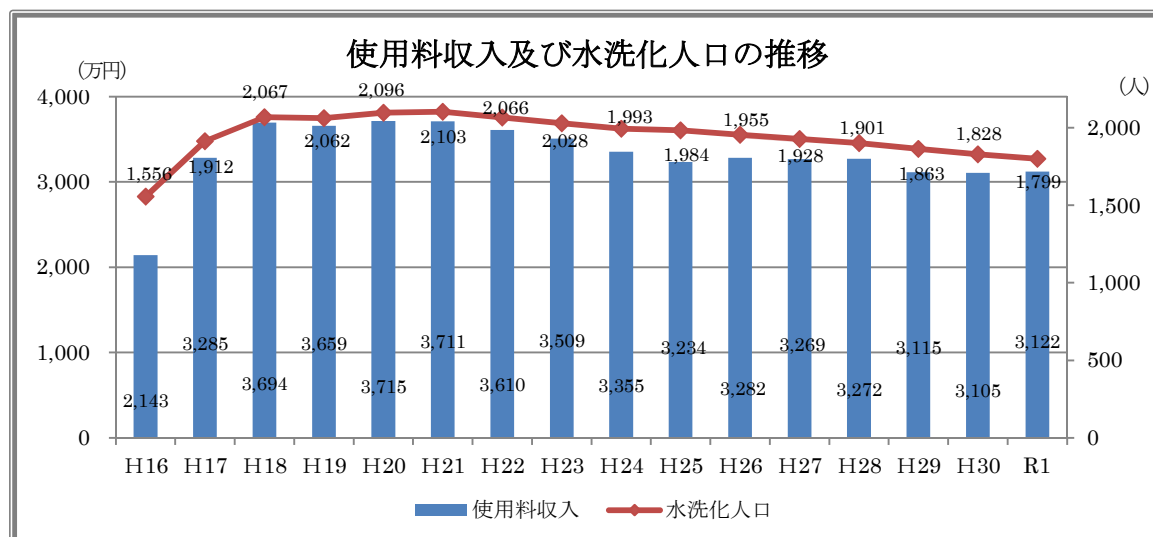


平成29年4月から、水道事業工務部門の上水道係に下水道係を編入して工務係とし、漁業集落排水事務は工務係が担当しています。

(6) 経営の状況

(ア) 使用料収入の状況

水洗化人口の減少、節水型社会の進行などにより、毎年度減少傾向です。



《参考：関連指標の推移》

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
使用料収入	31,154 千円	31,050 千円	31,223 千円
有収水量	228,033 m ³	228,088 m ³	224,927 m ³
使用料単価	137 円	136 円	139 円

① 現在の使用料体系

使用目的による料金体系の変更はありません。

(令和元年10月消費税増税に伴い改正)

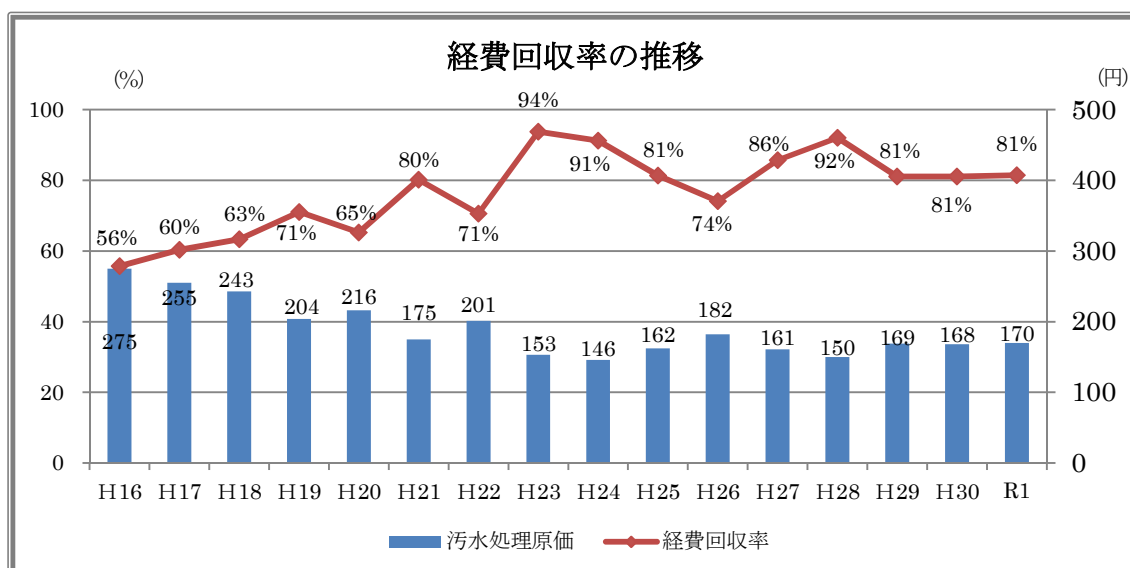
基本使用料（使用水量 10 m ³ まで）	1,152 円/月（税込）
従量使用料（使用水量 1 m ³ につき（使用水量 11 m ³ 越え））	141 円/m ³ （税込）

② 使用料の推移（1 か月当たりの使用料）

改定年月日	基本料金	11 m ³ ～	改定理由	20 m使用した場合の使用料
平成 15 年 7 月	1,300 円	160 円		2,900 円
平成 19 年 8 月	1,200 円	145 円	財政計画の見直しによる改正	2,650 円
平成 24 年 4 月	1,100 円	135 円	財政計画の見直しによる改正	2,450 円
平成 26 年 4 月	1,131 円	139 円	消費税 5%から 8%へ増税による改正	2,521 円
令和元年 10 月	1,152 円	141 円	消費税 8%から 10%へ増税による改正	2,562 円

(イ) 経費回収率の状況

経費回収率は、汚水処理に要した費用に対する使用料の回収程度を示す指標です。本事業は、使用料で回収すべき経費を使用料でまかなえていない状況（100%未満）であり、汚水処理原価も増加傾向にあります。

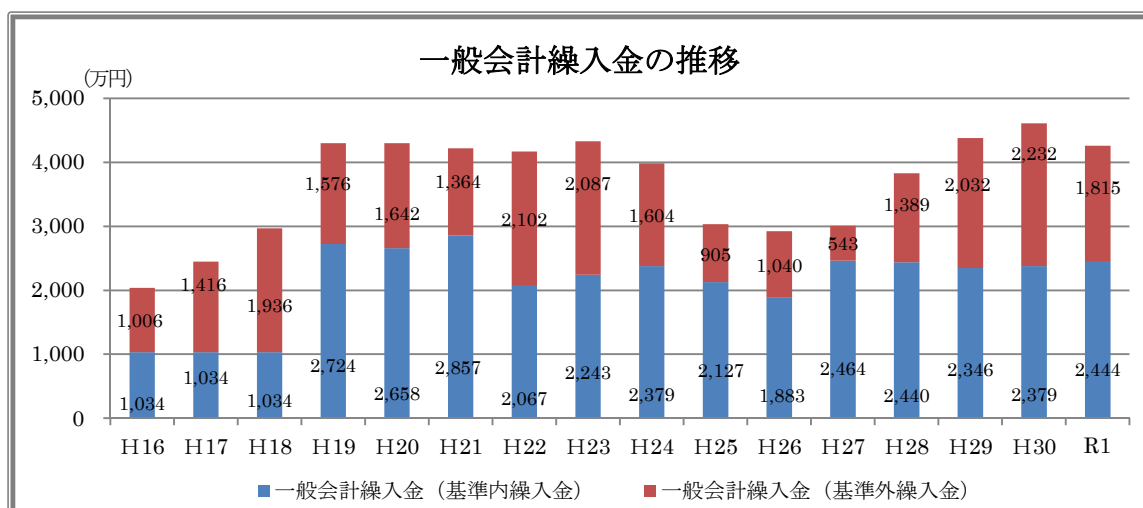


《参考：汚水処理原価（1 m³当たり）の内訳》

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
維持管理費	155 円	154 円	159 円
資本費（元金）	91 円	94 円	97 円
資本費（利子）	26 円	24 円	23 円
分流式下水道に要する経費	103 円	104 円	109 円
汚水処理原価	169 円	168 円	170 円
使用料単価	137 円	136 円	139 円

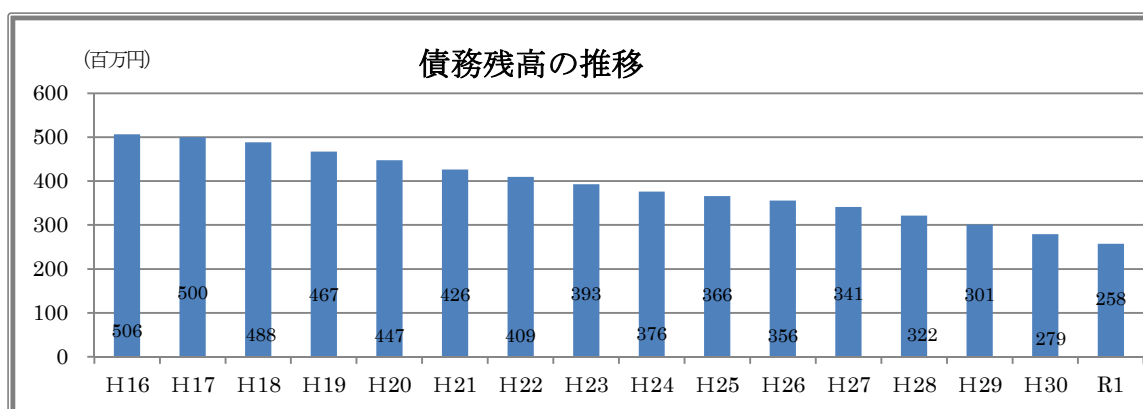
(ウ) 一般会計繰入金の状況

一般会計繰入金は、一般会計が繰り出した繰出金を漁業集落排水事業特別会計が繰り入れたものです。一般会計繰入金のうち基準内繰入金は、総務省の基準に基づき使用料収入によって賄うことが適当でない費用等に対して繰り入れたもので、基準外繰入金は、それ以外の費用等に対して繰り入れたものです。



(エ) 債務残高の状況

債務残高は、施設を建設又は改良する際に発行した地方債の残高です。主な整備が完了していることから、債務残高は減少傾向にあります。



《参考：地方債償還金の推移》

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
元金	20,668千円	21,477千円	21,855千円
利子	5,846千円	5,475千円	5,096千円
合計	26,514千円	26,952千円	26,951千円

(7) 民間活力の活用等の状況

運転管理に専門知識を必要とすることや人件費の削減を図る目的から、民間業者のノウハウを利用し、処理場及びマンホールポンプの運転管理を民間委託にて行っています。

(8) 経営指標の状況

公営企業の経営及び施設の状況を表す主要な経営指標をその分析で構成される「経営比較分析表」の公表が総務省により義務付けられており、漁業集落排水事業は以下の指標により類似団体と比較及び分析を行うこととされています。

《参考：経営比較分析表（平成 30 年度決算）より抜粋》

経営指標	南知多町	※類似団体平均
① 経費回収率	81.07%	43.43%
② 汚水処理原価	167.93 円	400.44 円
③ 施設利用率	38.83%	32.23%
④ 水洗化率	97.65%	80.80%

※全国の漁業集落排水施設 124 団体の平均（供用開始 15 年以上 30 年未満の団体）

《経営指標の用語説明》

① 経費回収率（%）

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。

○算出式

使用料／汚水処理費（分流式下水道に要する経費を除く）×100

② 汚水処理原価（円）

有収水量 1 m³当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表す指標です。

○算出式

汚水処理費（分流式下水道に要する経費を除く）／年間有収水量

③ 施設利用率（%）

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

○算出式

晴天時一日平均処理水量／晴天時処理能力×100

④ 水洗化率（%）

処理区域内人口のうち、漁業集落排水施設に接続し汚水処理している人口（水洗化人口）の割合を表した指標です。

○算出式

水洗化人口／処理区域内人口×100

2 漁業集落排水事業の課題

(1) 整備区域における生活環境と水環境の維持

漁業集落の生活環境を改善し、漁港及び周辺水域の水質保全という漁業集落排水の基本的な役割を果たしていくためには、施設への接続を促進し、普及拡大に努めていく必要があります。

■ 水洗化率の向上

水環境・生活環境を維持するためには、住民が生活排水設備を漁業集落排水施設に接続し、適切に生活排水を処理する必要があります。このため、漁業集落排水に対する住民理解を促進し、施設への接続を促進していく必要があります。

■ 水洗化人口の拡大

水環境・生活環境を維持するとともに、処理区域内人口の減少に対応していくためには、新たに日間賀島地区の住民となった方に漁業集落排水に接続していただく必要があります。このため、必要に応じて管路施設の延伸を行い、新たな使用者の確保に努めていきます。

(2) 漁業集落排水事業会計の収支状況の改善

漁業集落排水事業は、生活環境基盤としての役割と水環境の保全という社会的意義を併せ持った公共性の高い事業です。その一方で、当該事業は独立採算が原則の特別会計であり、収支状況の改善が求められています。このため、使用料収入の向上や効率的な維持管理に努めていく必要があります。

■ 収入の確保

漁業集落排水事業会計は独立採算が原則であり、その経営に要する経費は経営に伴う収入をもって充てることとされています。このため、適正な料金体系の設定、使用料収納率の向上などにより使用料収入の向上に努めるとともに、補助事業などあらゆる方法により収入を確保していく必要があります。

■ 施設運営や事務処理コストの削減

漁業集落排水事業会計の経費回収率の向上のためには、収入の確保とともに、汚水処理原価の縮減が課題となります。そのためには、維持管理費用の削減や投資的経費のコントロールにより公債費の抑制などに努めていく必要があります。また、これらの施策を実行するための人材の育成や民間への業務委託を進め、経営の効率化を図っていく必要があります。

(3) 施設機能の維持

適正な污水处理サービスを維持していくため、施設の老朽化に対応して効率的に施設の更新と長寿命化を進めていくことが求められています。

■ 施設の老朽化への対応

供用開始から17年を経過して、機器・設備などの標準耐用年数を迎え、施設の修繕に要する費用が上昇傾向にあります。この費用を抑制するためには、施設の更新、長寿命化などを効率的かつ経済的に進めていくことが求められます。このため、ストックマネジメントの手法を取り入れ、計画的に更新等を進めていく必要があります。

第3章 計画の基本的方向

1 目指す姿

漁業集落排水事業は、漁業集落の生活環境を改善し、漁港及び周辺水域の水質保全を目的として、し尿、生活排水などの汚水进行处理しています。

一方で、少子高齢化の進行、経済成長の鈍化など、漁業集落排水事業の経営を取り巻く環境は厳しい状況にあり、経営の観点からの改善が求められています。

よって本町では、「良好な海域の水質保全と漁村地域の生活環境の維持と健全な経営の両立」を目指す姿とし、本経営戦略を策定するものとします。

目指す姿

良好な海域の水質と漁村地域の生活環境の維持と
健全な経営の両立

2 基本方針

第2章でまとめた課題に対応していくため、「良好な海域の水質保全と生活環境の維持」、「安定した経営基盤の確立」、「持続可能な施設管理」の3つの基本方針を設定します。

【基本方針1】 良好な海域の水質保全と生活環境の維持

漁業集落排水事業の普及により、事業の基本的役割を果たしていきます。

【基本方針2】 安定した経営基盤の確立

経営の効率化と収支の改善により、経営基盤の強化を図っていきます。

【基本方針3】 持続可能な施設管理

施設の老朽化対策により、将来にわたって持続可能な汚水処理サービス体制を確立します。

3 施策の体系

目指す姿と3つの基本方針に基づき、次の施策・取組を展開します。

基本方針		施策・取組
1	良好な海域の水質保全と生活環境の維持	(1) 漁業集落排水の普及 ① 水洗化率向上の取り組み ② 管路延伸による水洗化人口の拡大 (2) 施設の適正な維持管理 ① 維持管理の充実 ② 適正な処理能力の確保
2	安定した経営基盤の確立	(1) 安定した財政運営 ① 使用料収入の確保 ② 維持管理費の抑制 ③ 債務残高の縮減 ④ 地方公営企業会計の適用 (2) 施設の適正な維持管理 ① 人材育成 ② 民間委託業務（指定管理等）の検討
3	持続可能な施設管理	(1) 施設の老朽化対策 ① 機能保全計画（最適化構想）に基づく、施設の長寿命化工事の推進 ② 施設の適正化手法の検討 (2) 住民参加の推進 ① 漁業集落排水施設の管理運営に対する住民理解の促進

4 経営目標

良好な海域の水質と漁村の生活環境を維持するため、適切な汚水処理を維持します。

目標指標	目 標 値	
	現在（令和元年度）	最終年度（令和12年度）
<u>BOD基準達成率</u>	100.00%	100.00%
水洗化率	97.65%	98.00%

※ BOD … 水中の有機物などの分解のために微生物が必要とする酸素量を表したもので、法律で処理水の排水基準が定まっています。

第4章 効率化・経営健全化の取組

1 良好な海域の水質保全と生活環境の維持

(1) 漁業集落排水の普及

漁業集落排水事業は、住民からの要望を踏まえたうえで、コストや必要性などを町で総合的に勘案して整備を決定する事業です。整備完了後に住民が生活排水設備を集落排水施設に接続することにより水環境の保全と生活環境の向上が図られることとなります。このため、新たに漁業集落排水事業区域において住宅の新築などが行われる際は、啓発活動や管路施設を延伸し、水洗化人口を拡大していきます。

① 水洗化率向上の取り組み

- 漁業集落排水事業区域において接続が必要と認められる住宅の新築などが行われる際は、接続の案内などを行っていきます。
- 実施可能な集落排水への接続のためのサポート内容を整理し、住民の利便性向上を図ります。
- 漁業集落排水事業への理解を促進するため、広報・PR活動に努めます。

② 管路延伸による水洗化人口の拡大

- 漁業集落排水事業区域において管路が付近にない場所で、接続が必要と認められる住宅の新築などがある場合は、管路の延伸工事を実施していきます。

(2) 施設の適正な維持管理

漁業集落排水事業は、生活排水を適正に処理することにより、漁港及び周辺海域の水質保全、漁村の生活環境の改善といった役割を果たすこととなります。このため、その機能を持続的に確保する観点から維持管理の充実を図るとともに、適切な処理能力の確保を図っていきます。

① 維持管理の充実

- 機能低下を予防する観点から、漁業集落排水施設の点検基準にしたがって日常点検などを行うとともに、適時に消耗品交換や修繕を行っていきます。
- 施設の老朽化対策を効率的かつ効果的に推進していくため、機能保全（長寿命化）計画に基づき、長寿命化工事を実施していきます。

② 適正な処理能力の確保

- 人口変動に合わせた施設の機能強化や縮小を実施し、今後の水洗化人口などを勘案しながら適正な処理能力を確保していきます。

2 安定した経営基盤の確立

(1) 安定した財政運営

集落排水事業の経営は、事業の成り立ちや地理的条件などにより、一般会計からの繰り入れに頼らざるを得ませんが、適切な汚水処理を行うためには、安定した使用料収入を確保し、維持管理費を抑制していく必要があります。

① 使用料収入の確保

- 適正な使用料体系・水準について、住民生活などを考慮しながら検討を行います。
- 水洗化率の向上により、使用料による収入の減少を抑制します。

② 維持管理費の抑制

- 処理場などにおける光熱水費、薬品などの維持管理費は、汚水処理には欠かせないものです。今後、有収水量の減少が見込まれるものの施設の修繕など維持管理費は増額の傾向にあります。しかし、汚水処理の効率化を図るためにも、一層の経費削減に努めます。

③ 債務残高の縮減

- 有利な補助金の活用や自主財源の確保などにより、地方債の抑制に努めます。

④ 地方公営企業会計の適用

- 令和5年度を目標に地方公営企業会計を適用し、健全化、透明性、住民への情報開示に努めます。

(2) 施設の適正な維持管理

民間委託の推進や組織のスリム化などこれまでも経営の効率化を進めてきましたが、サービスの質の低下を招くことのないよう、職員の人材育成にも重点的に取り組み、経営の効率化を図っていきます。

① 人材育成

- 民間委託の推進による反作用としての職員の専門知識及び技術の喪失に対して、外部研修への派遣などにより技術力の維持と向上に努めていきます。
- 使用料の収納率向上のため、外部研修などに参加し、徴収技能やノウハウの習得に努めていきます。

② 民間委託業務の検討

- 職員の技術力の維持という視点を踏まえながら、委託業務の範囲拡大などについて検討していきます。

3 持続可能な施設管理

(1) 施設の老朽化対策

計画期間中には、供用開始から20年を超え、老朽化対策が必要となってきます。このため、計画的に点検・調査及び改修を進め、集落排水施設の持続的な機能維持とライフサイクルコストの最小化を図ります。

① 機能保全計画（最適化構想）に基づく、施設の長寿命化工事の推進

- スtockマネジメント手法を踏まえた機能保全計画（最適化構想）に基づき、施設の老朽化状況を勘案しながら、年次的に長寿命化工事を推進していきます。
- 長寿命化工事の推進にあたっては、特定の年度に投資額が集中しないように平準化を図ります。

② 施設の適正化手法の検討

- 需要変化に対応したダウンサイジングをはじめとする施設の適正化手法を検討し、将来にわたる維持管理・更新に係る費用の低減化・標準化を図っていきます。

(2) 住民参加の推進

漁業集落排水事業の整備促進と適正な管理運営を図るため、下水道管理運営委員会を開催していきます。

① 漁業集落排水施設の管理運営に対する住民理解の促進

- 下水道管理運営委員会を開催し、維持管理に関する情報交換や維持管理のための意識啓発を行い、町政への参加意識を醸成していきます。
- 施設に過剰な負荷を与えることのないよう、住民の方に向けて施設のより良い方法の周知に努めます。

第5章 投資・財政計画（収支計画）

1 推計の基本的な考え方

「経営戦略」の中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備の合理的な投資の見通しである「投資試算」などの支出と、財源見通しである「財源試算」が均衡するように調整した収支計画です。これらの試算にあたっては、以下の考え方に基づくこととします。

- 試算の手順は、「投資試算」、「財源試算」などを試算したうえで最終的な目的である「投資・財政計画（収支計画）」を策定します。
- 「投資試算」と「財源試算」の作成にあたっては、経営の効率化や安定した経営基盤を確立するために、「第4章 効率化・経営健全化の取組」を反映するものとします。
- 一般会計からの基準外繰入金は、経営の効率化・健全化に取り組み、不足額の縮減に務めたうえで、補填に必要な最小限の金額を見込むものとします。
- 現時点で把握できる制度改正については可能な限り反映するものとし、その他の制度については、現行制度が継続することを前提として検討します。
- 維持管理費や使用料収入の増減については、過去の実績などを変動要因として見込みます。

2 投資試算

投資試算として、収益的支出及び資本的支出の試算条件を以下に示します。

(1) 収益的支出

(ア) 営業費用

① 維持管理費

維持管理費は、処理施設における汚泥収集及び処理に係る費用、薬品費及び光熱水費などであり、その大部分が施設運転のための固定経費です。このうち消耗品的な薬品・電気・水道などは有収水量により変動するため、人口減少により、これらの経費は減少していくことが想定されます。しかし、運転管理などの委託費については、過去の実績を見ても増加しています。このため、委託費の増加率から消耗品の減少率を引いて維持管理費を算出しました。

また、令和4年度から汚泥の最終処分施設が変更となり受け入れ費用が有料となるため、汚泥運搬の増加費用及び処分費用を令和4年度以降に計上しました。

② 公営企業会計の適用

現在、本町の漁業集落排水事業特別会計は、地方公営企業の非適用事業であり、一般会計と同様に現金主義会計をとっています。一方、総務省が令和5年度までに公営企業の地方公営企業法の適用（法適用）を求めている重点事業に集落排水事業も含まれています。

このため、令和5年度を目標に、現在、移行準備を進めていますので、令和5年度から地方公営企業法を適用した後に必要となる会計システム関連の経費を計上しました。

(イ) 営業外費用

① 地方債償還金（利子）

令和2年度以降の新規事業に伴う地方債償還方法は、年利0.2%、償還期間10年（据置期間2年）、半年賦元利均等償還方式としました。過年度地方債の償還は、現在の償還計画に基づくものとしました。

② その他

地方債償還金（利子）以外の営業外費用として、消費税などを計上しました。

(2) 資本的支出

(ア) 建設改良費

① 処理施設及びマンホールポンプ施設の長寿命化工事

機能保全計画（最適化構想）をもとに令和元年度に策定した「漁業集落環境整備計画」に基づき、計画的な長寿命化工事（施設・設備・機器等の整備改良）を行うこととし、費用を計上しました。

② 管路施設工事

現在、管路が敷設されていない場所に新たな使用者を呼び込むことによって、水洗化率及び施設利用率の向上が期待できることから、管路施設の延伸に必要な費用及び土木工事に伴う移設費用を計上しました。

③ 公営企業会計の適用

本町の漁業集落排水事業特別会計は、総務省の指針に基づき、令和5年度から地方公営企業法を適用する予定のため、移行準備費用を令和2年度から4年度に計上しました。

(イ) 地方債償還金（元金）

地方債償還金（利子）と同様の考え方です。

3 財源試算

財源試算として、収益的収入及び資本的収入の試算条件を以下に示します。

(1) 収益的収入

(ア) 営業収益

① 使用料収入

消費税増税を考慮して、令和元年度12・1月分～令和2年度10・11月分における使用料単価（使用料収入÷有収水量：円/m³）に将来の有収水量を乗じて算出しました。

② その他

指定工事店関係の手数料を計上しました。

(イ) 営業外収益

① 他会計繰入金

総務省の基準に基づき使用料収入によって賄うことが適当でない費用等を、一般会計繰入金から充当しました。（基準内繰入金）

② その他

処理施設の維持管理費と使用料収入の差額分へ、漁業集落排水事業基金を充当しました。

(2) 資本的収入

1 地方債

建設改良費（長寿命化工事、管路新設工事、地方公営企業移行費用など）に対する新規地方債は、補助金を除く事業費に充当しました。

2 他会計補助金

経常収支において不足する金額を、一般会計繰入金から充当しました。（基準外繰入金）

3 国・県補助金

令和2年度から令和6年度は、農山漁村地域整備交付金による補助を想定しており、処理施設の長寿命化事業に利用していきます。令和7年度以降は、活用できる補助金を模索し、長寿命化事業を継続することとしました。

4 工事負担金（受益者分担金）

工事負担金（受益者分担金）は、新規加入者1名分を充当しました。

4 投資・財政計画（収支計画）

前項1から3の「推計の基本的な考え方」「投資試算」「財源試算」などを踏まえ、投資・財政計画（収支計画）を作成すると、収益的支出を料金収入で賄えません。

そのため、使用料を何%見直す必要があるか検証するため、下記の前提条件で推移した場合のシミュレーションを実施しました。

● 前提条件

- ① 使用料改定を実施せず、現状維持で推移する。（別紙1）
- ② 令和4年度に、基本料金を5%、超過料金を7%引き上げる。（別紙2）
- ③ 令和4年度に使用料改定したのち、令和9年度に、基本料金を19%、超過料金を19%引き上げる。（別紙3）

● シミュレーション結果

区 分 \ 年 度	前提条件	令和4年度	令和9年度	令和12年度
料金収入	①	29,838 千円	27,460 千円	26,044 千円
	②	31,628 千円	29,108 千円	27,607 千円
	③	31,628 千円	34,638 千円	32,852 千円
基準外繰入金 (一般会計繰入金)	①	4,054 千円	11,734 千円	12,777 千円
	②	1,802 千円	8,439 千円	9,652 千円
	③	1,802 千円	2,582 千円	3,846 千円
収益的収支比率	①	95.45%	85.46%	83.16%
	②	99.09%	90.04%	87.71%
	③	99.09%	98.46%	96.17%
経費回収率	①	80.29%	72.40%	69.24%
	②	89.42%	80.23%	76.57%
	③	89.42%	96.88%	92.56%
経費回収率 (維持管理費)	①	85.74%	79.60%	75.93%
	②	90.89%	84.37%	80.49%
	③	90.89%	100.40%	95.78%

5 収支計画から検討すべき項目

(1) 投資について

本町の漁業集落排水施設は、平成8年度から整備を開始しており、機械装置の中には耐用年数が到来しているものもあります。本計画期間内においては、平成30年度に策定した機能保全計画（最適化構想）に基づき、主に機械装置の更新投資の発生を見込んでいますが、耐用年数まで期間のある管渠については、建設改良費の発生を見込んでおりません。しかしながら、30年後には管渠の更新時期が集中することが予想されます。

このような背景のもと、今後も効率的な更新投資を行っていくために、管渠も含めたストックマネジメントに基づいた機能診断を定期的の実施し、機能保全計画を変更していく必要があります。計画策定後、緊急度の高いものから計画的に改修していく予定です。

また、更新投資に際しては、汚泥処理方法の変更など、必要に応じてダウンサイジングを行うなどして負担の軽減を図ります。

このほか、下水道事業のようなインフラ事業では、整備開始時に大規模な投資を行うため、多くの資産が同時に耐用年数迎えることになり、耐用年数の到来のタイミングで同時に更新しようとする一度に多額の費用がかかることが想定されます。このため、あらかじめ計画を策定し、更新年度を前後に分散させることによって、更新負担を平準化するよう努めます。

(2) 財源について

財源の確保のためには適正な使用料水準を確保することが必要不可欠です。しかしながら、本町の漁業集落排水使用料は、他団体に比較してすでに高水準にあります。漁業集落排水事業は公共サービスであることから、全ての使用者に低廉な価格でサービスを提供する必要があります。今後の人口減少にともない大幅な使用料の減少が避けられない場合は、再度の使用料値上げについて検討する必要があります。

(3) 投資以外の経費について

投資にかかる建設改良費以外の経費についても削減の努力を行い、各種の経費削減策に取り組んでいきます。

第6章 計画の進行管理

1 PDCAサイクルによる進行管理

PDCAサイクルによる進行管理を行い、経営戦略の実効性を確保するとともに、事業実施において問題点を把握しながら改善を図っていくこととします。

◆ P（PLAN）計画

現状、課題を把握したうえで中長期的な見通しを立て、必要な施策や成果目標をまとめた経営戦略を策定する。

◆ D（DO）実行

経営戦略に盛り込まれた施策や施策別の計画を実行する。

◆ C（CHECK）報告

施策実行の実績や進捗状況、目標達成度合いに対する評価を行う。

◆ A（ACTION）改善

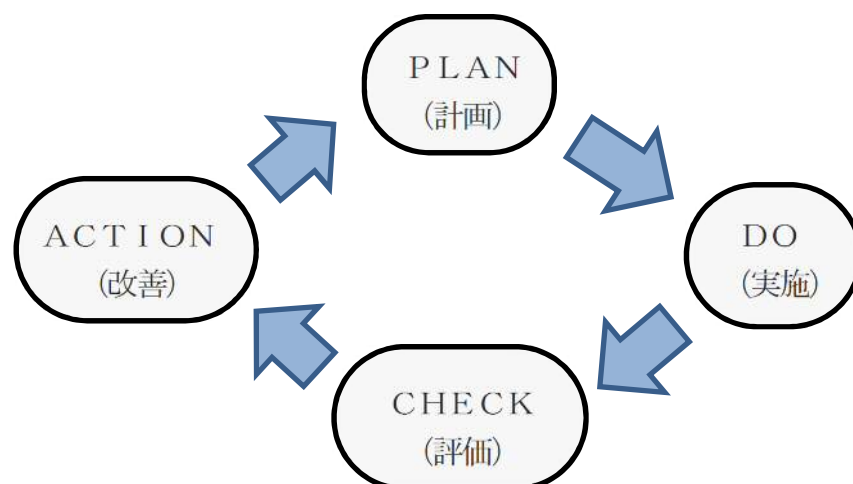
進捗実績評価、情勢変化を踏まえ、施策の内容・実行方法や施策別計画の見直しを行うとともに、見直し結果を次期経営戦略に反映させる。

2 経営戦略の見直し

今後、この計画の実施状況を適宜評価、検証を行いながら、原則5年ごとに見直しを行うこととします。

しかし、本町の漁業集落排水事業は、令和5年度を目標に地方公営企業法の一部を適用としますので、法適用した翌年度に、計画を見直します。

また、経営戦略の実績との差が大きい場合、経営戦略の前提となる財政の条件が大幅に変更となった場合にも見直しを行います。



① 使用料改定を実施せず、現状維持で推移する。

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分			年 度	前々年度 (決 算)	前年度 (決 算 見 込)	本年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	64,817	55,364	56,724	59,040	56,517	57,744	57,513	60,461	61,435	62,395	61,164	57,071	
		(1) 営 業 収 益 (B)	31,225	28,365	29,621	29,849	29,373	28,898	28,422	27,947	27,471	26,996	26,520	26,055	
		ア 料 金 収 入	31,223	28,364	29,610	29,838	29,362	28,887	28,411	27,936	27,460	26,985	26,509	26,044	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他	2	1	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	
		(2) 営 業 外 収 益	33,592	26,999	27,103	29,191	27,144	28,846	29,091	32,514	33,964	35,399	34,644	31,016	
		ア 他 会 計 繰 入 金	24,435	22,088	23,901	24,691	27,144	28,846	29,091	32,514	33,964	35,399	34,644	31,016	
		イ そ の 他	9,157	4,911	3,202	4,500									
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	40,953	38,518	37,915	38,815	43,557	43,171	42,663	38,195	37,776	37,240	36,827	36,370	
		(1) 営 業 費 用	35,642	33,749	33,547	34,800	39,900	39,900	39,800	35,753	35,753	35,653	35,653	35,553	
		ア 職 員 給 与 費													
		ウ ち 退 職 手 当													
		イ そ の 他	35,642	33,749	33,547	34,800	39,900	39,900	39,800	35,753	35,753	35,653	35,653	35,553	
		(2) 営 業 外 費 用	5,311	4,769	4,368	4,015	3,657	3,271	2,863	2,442	2,023	1,587	1,174	817	
		ア 支 払 利 息	5,096	4,709	4,368	4,015	3,657	3,271	2,863	2,442	2,023	1,587	1,174	817	
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
	イ そ の 他	215	60												
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	23,864	16,846	18,809	20,225	12,960	14,573	14,850	22,266	23,659	25,155	24,337	20,701		
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	18,557	34,174	36,674	34,161	39,081	31,954	31,685	48,437	34,363	46,903	39,934	35,127	
		(1) 地 方 債		19,100	20,300	19,800	20,000	14,000	14,500	20,811	13,500	19,600	15,900	13,386	
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
		(2) 他 会 計 補 助 金	18,146	8,065	5,217	4,054	10,304	10,639	11,001	11,237	11,734	12,084	12,505	12,777	
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		6,800	10,948	10,098	8,568	7,106	5,975	16,180	8,920	15,010	11,320	8,755	
		(6) 工 事 負 担 金	411	209	209	209	209	209	209	209	209	209	209	209	
		(7) そ の 他													
	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	38,539	52,254	54,421	54,434	51,968	46,581	46,492	70,751	58,015	72,035	64,299	55,833	
		(1) 建 設 改 良 費	12,343	26,467	31,785	30,336	25,144	17,634	16,984	37,394	22,874	35,054	27,674	22,544	
		ウ ち 職 員 給 与 費													
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	21,855	22,241	22,636	23,038	25,812	27,862	28,477	32,283	34,115	35,948	35,569	32,261	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	4,341	3,546		1,060	1,012	1,085	1,031	1,074	1,026	1,033	1,056	1,028	
		(5) そ の 他													
		3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 19,982	△ 18,080	△ 17,747	△ 20,273	△ 12,887	△ 14,627	△ 14,807	△ 22,314	△ 23,652	△ 25,132	△ 24,365	△ 20,706	

別紙 1 - 1

区 分 \ 年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	3,882	△ 1,234	1,062	△ 48	73	△ 54	43	△ 48	7	23	△ 28	△ 5
積 立 金 (K)	4,595	4,521	2,466									
前年度からの繰越金 (L)	8,932	8,219	2,464	1,060	1,012	1,085	1,031	1,074	1,026	1,033	1,056	1,028
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	8,219	2,464	1,060	1,012	1,085	1,031	1,074	1,026	1,033	1,056	1,028	1,023
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	8,219	2,464	1,060	1,012	1,085	1,031	1,074	1,026	1,033	1,056	1,028	1,023
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	103.20%	91.12%	93.68%	95.45%	81.47%	81.29%	80.84%	85.79%	85.46%	85.25%	84.49%	83.16%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	31,225	28,365	29,621	29,849	29,373	28,898	28,422	27,947	27,471	26,996	26,520	26,055
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	257,599	254,458	252,122	248,885	243,074	229,213	215,237	203,754	183,140	166,792	147,123	128,163

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分 \ 年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
収 益 的 収 支 分	24,435	22,088	23,901	24,691	27,144	28,846	29,091	32,514	33,964	35,399	34,644	31,016
うち基準内繰入金	24,435	22,088	23,901	24,691	27,144	28,846	29,091	32,514	33,964	35,399	34,644	31,016
うち基準外繰入金												
資 本 的 収 支 分	18,146	8,065	5,217	4,054	10,304	10,639	11,001	11,237	11,734	12,084	12,505	12,777
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	18,146	8,065	5,217	4,054	10,304	10,639	11,001	11,237	11,734	12,084	12,505	12,777
合 計			29,118	28,745	37,448	39,485	40,092	43,751	45,698	47,483	47,149	43,793

② 令和4年度に、基本料金を5%、超過料金を7%引き上げる。

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	1 総 収 益 (A)	64,817	55,364	56,724	61,292	61,369	61,211	60,922	63,813	64,730	65,633	64,346	60,196
		(1) 営 業 収 益 (B)	31,225	28,365	29,621	31,639	31,135	30,631	30,127	29,623	29,119	28,615	28,111	27,618
		ア 料 金 収 入	31,223	28,364	29,610	31,628	31,124	30,620	30,116	29,612	29,108	28,604	28,100	27,607
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	2	1	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
		(2) 営 業 外 収 益	33,592	26,999	27,103	29,653	30,234	30,580	30,795	34,190	35,611	37,018	36,235	32,578
		ア 他 会 計 繰 入 金	24,435	22,088	23,901	26,481	28,906	30,580	30,795	34,190	35,611	37,018	36,235	32,578
		イ そ の 他	9,157	4,911	3,202	3,172	1,328							
	2 総 費 用 (D)	2 総 費 用 (D)	40,953	38,518	37,915	38,815	43,557	43,171	42,663	38,195	37,776	37,240	36,827	36,370
		(1) 営 業 費 用	35,642	33,749	33,547	34,800	39,900	39,900	39,800	35,753	35,753	35,653	35,653	35,553
		ア 職 員 給 与 費												
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	35,642	33,749	33,547	34,800	39,900	39,900	39,800	35,753	35,753	35,653	35,653	35,553
		(2) 営 業 外 費 用	5,311	4,769	4,368	4,015	3,657	3,271	2,863	2,442	2,023	1,587	1,174	817
		ア 支 払 利 息	5,096	4,709	4,368	4,015	3,657	3,271	2,863	2,442	2,023	1,587	1,174	817
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
		イ そ の 他	215	60										
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		23,864	16,846	18,809	22,477	17,812	18,040	18,259	25,618	26,954	28,393	27,519	23,826
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	1 資 本 的 収 入 (F)	18,557	34,174	36,674	31,909	34,229	28,487	28,276	45,085	31,068	43,665	36,752	32,002
		(1) 地 方 債		19,100	20,300	19,800	20,000	14,000	14,500	20,811	13,500	19,600	15,900	13,386
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	18,146	8,065	5,217	1,802	5,452	7,172	7,592	7,885	8,439	8,846	9,323	9,652
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		6,800	10,948	10,098	8,568	7,106	5,975	16,180	8,920	15,010	11,320	8,755
		(6) 工 事 負 担 金	411	209	209	209	209	209	209	209	209	209	209	209
		(7) そ の 他												
	2 資 本 的 支 出 (G)	2 資 本 的 支 出 (G)	38,539	52,254	54,421	54,434	51,968	46,581	46,492	70,751	58,015	72,035	64,299	55,833
		(1) 建 設 改 良 費	12,343	26,467	31,785	30,336	25,144	17,634	16,984	37,394	22,874	35,054	27,674	22,544
		ウ ち 職 員 給 与 費												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	21,855	22,241	22,636	23,038	25,812	27,862	28,477	32,283	34,115	35,948	35,569	32,261
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	4,341	3,546		1,060	1,012	1,085	1,031	1,074	1,026	1,033	1,056	1,028
		(5) そ の 他												
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 19,982	△ 18,080	△ 17,747	△ 22,525	△ 17,739	△ 18,094	△ 18,216	△ 25,666	△ 26,947	△ 28,370	△ 27,547	△ 23,831

区 分 \ 年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	3,882	△ 1,234	1,062	△ 48	72	△ 54	42	△ 48	6	24	△ 29	△ 5
積 立 金 (K)	4,595	4,521	2,466									
前年度からの繰越金 (L)	8,932	8,219	2,464	1,060	1,012	1,085	1,031	1,074	1,026	1,033	1,056	1,028
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	8,219	2,464	1,060	1,012	1,085	1,031	1,074	1,026	1,033	1,056	1,028	1,023
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	8,219	2,464	1,060	1,012	1,085	1,031	1,074	1,026	1,033	1,056	1,028	1,023
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	103.20%	91.12%	93.68%	99.09%	88.47%	86.17%	85.64%	90.54%	90.04%	89.68%	88.88%	87.71%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	31,225	28,365	29,621	31,639	31,135	30,631	30,127	29,623	29,119	28,615	28,111	27,618
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	257,599	254,458	252,122	248,885	243,074	229,213	215,237	203,754	183,140	166,792	147,123	128,163

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分 \ 年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
収 益 的 収 支 分	24,435	22,088	23,901	26,481	28,906	30,580	30,795	34,190	35,611	37,018	36,235	32,578
うち基準内繰入金	24,435	22,088	23,901	26,481	28,906	30,580	30,795	34,190	35,611	37,018	36,235	32,578
うち基準外繰入金												
資 本 的 収 支 分	18,146	8,065	5,217	1,802	5,452	7,172	7,592	7,885	8,439	8,846	9,323	9,652
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	18,146	8,065	5,217	1,802	5,452	7,172	7,592	7,885	8,439	8,846	9,323	9,652
合 計			29,118	28,283	34,358	37,752	38,387	42,075	44,050	45,864	45,558	42,230

③ 令和4年度に使用料改定したのち、令和9年度に、基本料金を19%、
超過料金を19%引き上げる。

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
収 益 的 収 入	1 総 収 入	1 総 収 入 (A)	64,817	55,364	56,724	61,292	61,369	61,211	60,922	63,813	70,787	71,723	70,192	66,002
		(1) 営 業 収 入 (B)	31,225	28,365	29,621	31,639	31,135	30,631	30,127	29,623	34,649	34,050	33,449	32,863
		ア 料 金 収 入	31,223	28,364	29,610	31,628	31,124	30,620	30,116	29,612	34,638	34,039	33,438	32,852
		イ 受 託 工 事 収 入 (C)												
		ウ そ の 他	2	1	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
		(2) 営 業 外 収 入 (D)	33,592	26,999	27,103	29,653	30,234	30,580	30,795	34,190	36,138	37,673	36,743	33,139
		ア 他 会 計 繰 入 金	24,435	22,088	23,901	26,481	28,906	30,580	30,795	34,190	36,138	37,535	36,743	33,139
		イ そ の 他	9,157	4,911	3,202	3,172	1,328					138		
	2 総 費 用	2 総 費 用 (E)	40,953	38,518	37,915	38,815	43,557	43,171	42,663	38,195	37,776	37,240	36,827	36,370
		(1) 営 業 費 用 (F)	35,642	33,749	33,547	34,800	39,900	39,900	39,800	35,753	35,753	35,653	35,653	35,553
		ア 職 員 給 与 費												
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	35,642	33,749	33,547	34,800	39,900	39,900	39,800	35,753	35,753	35,653	35,653	35,553
		(2) 営 業 外 費 用 (G)	5,311	4,769	4,368	4,015	3,657	3,271	2,863	2,442	2,023	1,587	1,174	817
		ア 支 払 利 息	5,096	4,709	4,368	4,015	3,657	3,271	2,863	2,442	2,023	1,587	1,174	817
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
		イ そ の 他	215	60										
資 本 的 収 入	3 収 支 差 引	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	23,864	16,846	18,809	22,477	17,812	18,040	18,259	25,618	33,011	34,483	33,365	29,632
		1 資 本 的 収 入 (F)	18,557	34,174	36,674	31,909	34,229	28,487	28,276	45,085	25,211	37,575	30,906	26,196
		(1) 地 方 債		19,100	20,300	19,800	20,000	14,000	14,500	20,811	13,500	19,600	15,900	13,386
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	18,146	8,065	5,217	1,802	5,452	7,172	7,592	7,885	2,582	2,756	3,477	3,846
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		6,800	10,948	10,098	8,568	7,106	5,975	16,180	8,920	15,010	11,320	8,755
		(6) 工 事 負 担 金	411	209	209	209	209	209	209	209	209	209	209	209
		(7) そ の 他												
	2 資 本 的 支 出 (G)	2 資 本 的 支 出 (G)	38,539	52,254	54,421	54,434	51,968	46,581	46,492	70,751	58,015	72,097	64,299	55,833
		(1) 建 設 改 良 費	12,343	26,467	31,785	30,336	25,144	17,634	16,984	37,394	22,874	35,054	27,674	22,544
		ウ ち 職 員 給 与 費												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	21,855	22,241	22,636	23,038	25,812	27,862	28,477	32,283	34,115	35,948	35,569	32,261
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	4,341	3,546		1,060	1,012	1,085	1,031	1,074	1,026	1,095	1,056	1,028
		(5) そ の 他												
資 本 的 収 支	3 収 支 差 引	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 19,982	△ 18,080	△ 17,747	△ 22,525	△ 17,739	△ 18,094	△ 18,216	△ 25,666	△ 32,804	△ 34,522	△ 33,393	△ 29,637

区 分 \ 年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	3,882	△ 1,234	1,062	△ 48	72	△ 54	42	△ 48	207	△ 39	△ 27	△ 6
積 立 金 (K)	4,595	4,521	2,466						138			
前年度からの繰越金 (L)	8,932	8,219	2,464	1,060	1,012	1,085	1,031	1,074	1,026	1,095	1,056	1,028
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	8,219	2,464	1,060	1,012	1,085	1,031	1,074	1,026	1,095	1,056	1,028	1,023
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	8,219	2,464	1,060	1,012	1,085	1,031	1,074	1,026	1,095	1,056	1,028	1,023
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	103.20%	91.12%	93.68%	99.09%	88.47%	86.17%	85.64%	90.54%	98.46%	98.00%	96.96%	96.17%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	31,225	28,365	29,621	31,639	31,135	30,631	30,127	29,623	34,649	34,050	33,449	32,863
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	257,599	254,458	252,122	248,885	243,074	229,213	215,237	203,754	183,140	166,792	147,123	128,163

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分 \ 年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
収 益 的 収 支 分	24,435	22,088	23,901	26,481	28,906	30,580	30,795	34,190	36,138	37,535	36,743	33,139
うち基準内繰入金	24,435	22,088	23,901	26,481	28,906	30,580	30,795	34,190	36,138	37,535	36,743	33,139
うち基準外繰入金												
資 本 的 収 支 分	18,146	8,065	5,217	1,802	5,452	7,172	7,592	7,885	2,582	2,756	3,477	3,846
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	18,146	8,065	5,217	1,802	5,452	7,172	7,592	7,885	2,582	2,756	3,477	3,846
合 計			29,118	28,283	34,358	37,752	38,387	42,075	38,720	40,291	40,220	36,985

